

SATSUKI ネット再構築支援業務事業者選定実施要領

制定 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、SATSUKI ネット再構築支援業務事業者選定会議設置要領（令和 3 年 3 月 23 日制定。以下「設置要領」という。）に定めるもののほか、SATSUKI ネット再構築支援業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者の選定にあたり、本業務の提案公募及び最優秀提案の決定についての手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務等の概要)

第 2 条 業務等の概要は次のとおりとする。

(1) 件名

SATSUKI ネット再構築支援業務

(2) 目的

本市教育委員会では市内の公立小・中学校と教育委員会を包括するイントラネットを整備・運用し、その中で運用する校務系・学習系（吹田市学校教育情報通信ネットワーク「通称：SATSUKI ネット」という。）・教育用情報機器の調達・保守・管理を行っている。

令和 4 年 12 月末をもって現システムの契約期間を終えることから、それに代わる新しいシステムを再構築し、校務の効率化、本市の目指す I C T 教育を具現化する上で、セキュリティに優れ、現在の新しい情報技術を採用した合理的で最適化されたネットワーク及びシステムの再構築を行うため、方針等策定支援ならびに進捗状況管理及び物資調達支援、初期運用管理を行うことで、円滑な再構築を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

ア. SATSUKI ネットの再構築支援

イ. SATSUKI ネット再構築検討会議の出席及び会議資料作成、議事作成、ファシリテート

ウ. SATSUKI ネット再構築に向けた RFI の実施、分析

エ. SATSUKI ネット再構築に係る実施計画及び予算要求資料の作成支援

オ. 提案依頼（RFP）にかかる支援

カ. 再構築受託業者選定・契約交渉にかかる支援

キ. システム導入進捗管理・初期運用支援

ク. その他

(4) 契約(履行)期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの複数年契約

(5) 実施場所

吹田市立教育センターほか吹田市内の必要とする場所

(参加資格)

第3条 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、当該参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置をうけていない者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者
- (6) 本市教育センターまで公共の交通機関及び徒歩で1時間以内に到着することができる所在地に事業所を有する者（支店及び支社でも可）
- (7) 本業務を担当するプロジェクトリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが1名以上いること。
 - ア. ITプロジェクトに携わった経験が10年以上ある。
 - イ. ITプロジェクトのリーダー及び同程度の役職として、マネジメントの経験が5年以上ある。
 - ウ. 官公庁のITプロジェクトに携わった経験が1年以上ある。
 - エ. システム構築の見積算業務、あるいはその評価業務に主導的に携わった経験がある。
 - オ. 原則、月7日程度は来庁が可能であること。
 - カ. 本件業務契約期間中は、本市で行われる同種同様の委託業務との兼務なしで、本支援業務に専念できること。
- (8) 本業務を担当するプロジェクトメンバーとして、支援業務に携わる者が以下の条件を満たすこと。
 - ア. ITプロジェクトに携わった経験がすべてのメンバーに3年以上ある。
 - イ. システム構築の見積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。※但し、本業務開始後にプロジェクトメンバーを増員する場合には、本市担当者との協議のうえ、上記の条件を持たさない者を業務に従事させることを妨げるものではない。

(募集要項の配布期間及び配布方法)

第4条 募集要項の配布期間及び配布方法について次のとおりとする。

- (1) 配布期間
令和3年4月8日（木）～同年4月22日（木）
- (2) 配布場所

吹田市ホームページ内 教育センタートップページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gakkyo/kyoikuc.html>

(3) 配布方法

- ・ホームページ上に公開している配布情報をダウンロードすることによる配布。

(応募及び参加の手続き)

第5条 応募及び参加の手続きは次のとおりとする。

(1) 参加申込み・受付の方法

ア. 提出期間

令和3年4月9日(金)～同年4月23日(金) 9:30～12:00 及び 12:45～17:00

イ. 提出場所

吹田市立教育センター

ウ. 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) 会社概要

(ウ) 財務諸表

(エ) 体制図

(オ) 業務従事者調書

※書面の持参による。(郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。)

(2) 質疑回答

質問については、電子メールにより提出する。回答は質問回答日に参加表明書及び質問書を提出した事業者に電子メールにて送付する。また、回答日以降に質疑回答内容の開示を希望した事業者に対しても、電子メールにて送付する。

ア. 質問受付期間

令和3年4月9日(金)～同年4月22日(木) 17:30 まで

イ. 質問回答日

令和3年4月26日(月)

ウ. 質問提出先メールアドレス

s-educ@city.suita.osaka.jp

(3) 参加資格通知

通知日及び通知方法

令和3年4月26日(月)までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

(提案方法及び提案の手続き)

第6条 提案方法及び提案の手続きについては次のとおりとする。

なお、提案書及びプレゼンテーション及び意見交換の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用する。

(1) 提案書等の提出

ア. 提出期間

令和3年4月27日(火)～同年5月7日(金) 9:30～12:00 及び 12:45～17:00

イ. 提出場所

吹田市立教育センター(吹田市出口町2-1)

ウ. 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

エ. 提案書の内容

別紙 SATSUKI ネット再構築支援業務に係る仕様書に基づき、「審査評価項目」に合わせて作成したもの。

提案書はA4判(縦横問わず)、片面換算で30ページ以内(表紙・目次等は含まない)とし、両面印刷とする。

オ. 提出書類

(ア) 提案書

(イ) 見積書

(ウ) 見積明細書

(エ) 提案書類の電子データ

(2) 提案書及びプレゼンテーション及び意見交換

本市が設置する選定会議において、提案書に基づくプレゼンテーション及び意見交換を次のとおり実施する。

ア. 実施日時

令和3年5月10日(月)～同年5月11日(火)

※実施場所及び実施時間は本市で指定する。

イ. 時間配分

提案者ごとに30分(内容説明15分、意見交換15分)

(3) 提案の無効に関する事項

以下の事項に1つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

ア. 契約候補者の選定時点において、本実施要領の「第3条 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ. 所定の日時及び場所に提案書類を提出していないとき。

ウ. 2つ以上の提案をしたとき。

エ. 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

オ. 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。

カ. 提案者の役員又は業務従事者が他の提案者のそれらと重複している提案を行ったとき又は提案が行われたとき。

キ. その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(審査・選定方法)

第7条 審査・選定方法については次のとおりとする。

(1) 審査項目・審査基準・配点

別紙 SATSUKI ネット再構築支援業務 審査評価項目のとおりとする。

(2) 審査方法

選定会議において、審査評価項目及び基準に基づき審査を行う。その具体的な手順は以下のとおりとする。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定会議に開示しないものとする。

ア. 選定会議による審査

(ア) 選定会議の各構成員は、審査評価項目及び基準に則り提案書内容を審査する。

(イ) 選定会議は審査評価項目及び基準に則り、各提案者の審査（プレゼンテーション・意見交換）を行う。

(ウ) 選定会議の各構成員が評価点による順位付けを行う。

(3) 最優秀提案事業者の決定方法

ア. 見積金額が契約全期間の提案上限金額の範囲内であること。なお、見積金額が提案上限金額の上限を上回った場合は失格とする。

イ. 選定会議の各構成員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした構成員数が多い者を最優秀提案事業者とする。ただし、評価点から価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していることとし、その事業者の評価点が6割に満たない場合は最優秀提案事業者をなしとする。その場合、本プロポーザルは取りやめとし、再募集については、選定会議において検討を行うこととする。

ウ. 1位と順位付けした構成員数が同数の場合には、同数となった者について、2位と順位付けした構成員数が多い者を上位として決定する。

エ. 2位と順位付けした構成員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各構成員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する

オ. 上記のいずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の構成員による合議又は多数決により決定する。

(4) 提案審査の結果通知

選定結果については、審査を受けた提案者すべてに対し令和3年5月13日（木）までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。

ア. 選定会議は、審査結果に基づき、提案者に審査結果通知を行う。

イ. 通知後、契約候補者として決定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に吹田市立教育センターに説明を求めることができるものとする。

(5) 最優秀提案事業者との交渉

選定会議により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選定結果に影響がないかどうか十分考慮し、選

定会議に変更内容を報告するものとする。

(6) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、プロポーザル方式を採用した案件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- ア. 最優秀提案事業者（契約候補者並びにその提案金額と評価点）
- イ. 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。）
- ウ. 全提案事業者の評価点（評価点及び順位付け。選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- エ. 審査項目・基準、配点
- オ. プロポーザル選定会議構成員の役職名
- カ. プロポーザル選定会議の会議録の概要
- キ. その他、選定会議の委員長が必要と認める事項

(提案限度額)

第8条 提案限度額は以下のとおりとする。

総額 9,845,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※各年度における契約上限金額(税込)は以下のとおり。

年度	業務委託契約
令和3年度	5,137,000 円
令和4年度	4,708,000 円

(失格事由)

第9条 提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(提案事業者が1者又ははない場合の取扱い)

第10条 提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していない場合は提案事業者なしとする。提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定会議において検討を行うこととする。

(留意事項)

第11条 本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。

また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

(4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(委任)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、選定会議の委員長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。

この要領は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。